

「合格への近道 2級電気工事施工管理 学科試験」 おわびと訂正

本書の掲載内容に下記の誤りがございました。

以下のように訂正させていただきますとともに深くおわび申し上げます。

P.308 中段

(b) 第二種主任技術者免状

電圧 170,000V 未満の事業用電気工作物の工事，維持及び運用

(c) 第三種主任技術者免状

電圧 50,000V 未満の事業用電気工作物（出力 5,000kW 以上の発電所を除く）の工事，維持及び運用

「合格への近道 2級電気工事施工管理 学科試験」 法改正による訂正

法改正により内容に変更が生じたため、以下のように訂正いたします。

P.49 チャレンジ！関連問題 選択肢 4

10√3kV・A を 20√3kV・A に変えて下さい。

P.108 問題 1 問題文 3～4 行目

復水ポンプ，「口」，脱気器，給水ポンプの並びを

復水ポンプ，脱気器，給水ポンプ，「口」に変えて下さい。

P.108 問題 1 解説 2 行目～3 行目

復水ポンプ，給水加熱器，脱気器，給水ポンプの並びを

復水ポンプ，脱気器，給水ポンプ，給水加熱器に変えて下さい。

P.133 (b) 支持物の安全率 7 行目～9 行目

「鋼板を管状にして組み立てたものを柱体とする鉄柱，鋼管を柱体とする鉄柱若しくは鉄筋コンクリート柱であって，その全長が 16m 以下であり，かつ，設計荷重が 6.86 kN 以下のものまたは木柱を次により施設する場合。を

「一 木柱であって，次により施設するもの」に変更。

10～12 行目

①をイに変更。(本文は変更なし)

②を□に変更。(本文は変更なし)

③を八に変更。(本文は変更なし)

12行目の下に新たに下記の2行を追加。

二 A種鉄筋コンクリート柱

三 A種鉄柱

P.146 解説1の2行目

「第134条」を「第120条」に変更

P.146 解説2の2行目

「第137条」を「第123条」に変更

P.147 (1)「電気設備の技術基準とその解釈」

(a)の「第134条」を「第120条」に変更

P.147

(a)の四の二行目「土冠を1.2[m]以上とすること。」を

「埋設深さを1.2[m]以上とし、」に変更。

(b)の「第135条」を「第121条」に変更

(c)の「第137条」を「第123条」に変更

P.147(d)の

「第139条、地中電線と地中弱電流電線等又は管との接近又は交さ(抜粋)」を

「第125条第2項、地中電線と地中弱電流電線との接近又は交差(抜粋)」に変更。

P.147 (d)の1~5行目

「電線等と接近し、又は交さする場合において、地中電線にあつては、60cm以下のときは、地中電線と地中弱電流電線等との間に堅ろうな耐火性の隔壁を設ける場合を除き、地中電線を堅ろうな不燃性又は自消性のある難燃性の管に収め、当該管が地中弱電流電線等と直接接触しないように施設する」を「電線と接近又は交差する場合において、地中電線と地中弱電流電線相互の離隔距離は、低圧又は高圧地中電線では0.15m、特別高圧地中電線では0.30m以上であること。あるいは、地中電線と地中弱電流電線との間に堅ろうな耐火性の隔壁を設ける」に変更。

P.147の(e)

「第140条、地中電線相互の接近又は交さ」を「第125条第1項、地中電線と他の地中電線との接近又

は交差」に変更。

P.147 (e)の1～4行目

「低圧地中電線が高圧地中電線と、又は低圧若しくは高圧の地中電線が特別高圧地中電線と接近し、又は交さる場合において、地中箱内以外の箇所相互間の距離が30cm(低圧地中電線と高圧地中電線にあっては15cm)以下のときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、施設することができる。」を「低圧地中電線と高圧電線等とが接近し又は交差する場合の離隔距離は0.15m、又は低圧若しくは高圧の地中電線と特別高圧電線等とが接近し又は交差する場合の離隔距離は0.3m以上とすること。ただし、次のように施設してもよい。」に変更。

P.148

図7・22の「土管等」を「トラフ等」に変更。

図7・22の「土冠」を「埋設深さ」に変更。

P.149 問題1 選択肢3

「土冠」を「埋設深さ」に変更。

P.149 解説【1】 1行目

「第147条第2項第二号」を「第128条第2項第四号」に変更。

P.149 解説【1】 2行目

「第140条」を「第125条第1項」に変更。

P.154 解説【1】 2行目

「第177条」を「第158条」に変更。

P.154 解説【1】 13行目

「～する場合を除き、」を「～するか又は、」に変更。

P.155 (1) 特殊な場所以外の屋内配線工事の種類 本文3行目

「可とう電線管工事」を「金属可とう電線管工事」に変更。

P.155 表8・1

合成樹脂線び工事の欄をすべて削除して1行詰め

表8・1のバスダクト工事の欄の右から3個めの×を○に変更。

P.156 (3)管工事及びダクト工事全般の規定

- 1 行目 「可とう電線管」を「**金属可とう電線管**」に変更。
- 3 行目 「**合成樹脂線び及び**」を削除。
- 3 行目 「金属線び工事などの線び」を「**金属線び工事における**」に変更。
- 4 行目最後に(**内線規程も含む**)を追加。

P.156 (3)管工事及びダクト工事全般の規定

(e)の「可とう電線管」を「**金属可とう電線管**」に変更。

P.157 (4)各種工事の規定

2 行目最後に(**内線規程も含む**)を追加。

P.157 (a)金属管工事

①の口の 2 行目

「**8m**以下のものを人が容易に触れるおそれがないように施設する」を  
「**8m**以下のものに簡易接触防護措置を施す」に変更。

P.157 (C)

「可とう電線管工事」を「**金属可とう電線管工事**」に変更。

P.157 (C)の①

「可とう電線管」を「**金属可とう電線管**」に変更。

P.157 (C)の②

「管を人が触れるおそれがある場所または、造営材の下面又は側面に沿って取り付けの場合は、管の支持点間の距離を 1m(その他の場合は 2m)以下とすること」を「**使用電圧が 300V を超える場合は、電線管には、C種接地工事を施すこと。ただし、接触防護措置を施す場合は、D種接地工事によることができる。**」に変更。

P.157 (d) ケーブル工事

① 「ケーブルは、ビニル外装ケーブル、3 種キャブタイヤケーブル、3 種クロロブレンキャブタイヤケーブル」を

「**ケーブルは、2 種以上のキャブタイヤケーブル、クロロブレンキャブタイヤケーブル**」に変更。

最後(①の文末)に「(**施工場所によって異なる。)**」を追加。

P.157 (d) ケーブル工事

②の 2 行目「人が触れるおそれがない場所」を「**簡易接触防護措置を施した場所**」に変更。

P.158

④の3行目「土冠」を「埋設深さ」に変更。

(e) 金属ダクト工事

①「～断面積の総和は、ダクトの～」を「～断面積の総和は、原則ダクトの～」に変更。

(h) 金属線び工事

②「(2種金属製線びに限る)」を

「(2種金属製線びでD種接地工事を施す場合に限る)」に変更。

③の2行目「対地電圧が150V以下で線びの長さが8mのものは」を

「(交流対地電圧が150V以下で線びの長さが8mのものに簡易接触防護措置を施した場合は)」に変更。

P.158

(i) 平形保護層工事

②のイ「住宅」を

「粉じんの多い場所、可燃性ガス等の存在する場所など」に変更。

P.174 最後の行(=(C)の下)に下記の記述を追加

(d)電動機の出力が0.2kW以下の場合。

P.217 解説【2】

「第58条第1項」を「第59条第2項」に変更。

P.217 解説【2】の2行目から6行目を下記の表と差し替え

設計荷重及び柱の全長に応じ、根入れ深さを表に規定する値以上として施設すること。

| 設計荷重                   | 全長          | 根入れ深さ            |
|------------------------|-------------|------------------|
| 6.87kN以下               | 15m以下       | 全長の1/6           |
|                        | 15mを超え16m以下 | 2.5m             |
|                        | 16mを超え20m以下 | 2.8m             |
| 6.87kNを超え<br>9.81kN以下  | 14m以上15m以下  | 全長の1/6に0.3mを加えた値 |
|                        | 15mを超え20m以下 | 2.8m             |
| 9.81kNを超え<br>14.72kN以下 | 14m以上15m以下  | 全長の1/6に0.5mを加えた値 |
|                        | 15mを超え18m以下 | 3m               |
|                        | 18mを超え20m以下 | 3.2m             |

P.253 解説【3】

「第 190 条」を「第 170 条」に変更。

P.254 (3)電気工事の架設工事等

「(a)屋内低圧用の電球線の施設」を「(a)電球線の施設」に変更。

P.254

(a)の 1 行目 「屋内低圧用の電球線」を「電球線」に変更。

P.254

(a)の 2 行目 「第 190 条」を「第 170 条」に変更。

P.254～255

第 190 条をすべて下記と差し替え

第170条 電球線は、次の各号によること。(一部抜粋)

一 使用電圧は、300V 以下であること。

二 電線の断面積は、 $0.75\text{mm}^2$  以上であること。

三 電線は、原則として屋内に施設する場合は、防湿コート、ゴムキャブタイヤコード及びキャブタイヤケーブル、屋外に施設する場合は、2 種以上のキャブタイヤケーブルであること。

四 簡易接触防護措置を施す場合は、前号の規定にかかわらず、次に掲げる電線を使用することができる。

イ 軟銅より線を使用する600Vゴム絶縁電線

ロ 口出し部の電線の間隔が10mm以上の電球受口に附属する電線にあつては、軟銅より線を使用する600Vビニル絶縁電線

五 電球線と屋内配線又は屋側配線との接続は、その接続点において電球又は器具の重量を配線に支持させないものであること。

P.255

(b) 電気工事の仮設工事

2 行目 「第 242 条第 4 項」を「第 180 条第 4 項」に変更。

3 行目 「第 242 条」を「第 180 条」に変更。

6 行目 「第 187 条」を「第 164 条」に変更。

12 行目の最後(=第 180 条 4 の三の文末)に、

「ただし、過電流遮断器が開閉機能を有するものである場合は、開閉器を省略できる。」を追加。

P.256 解説【3】

「第 242 条 4」を「第 180 条第 4 項第二号」に変更。

P.290 問題 7 選択肢 3

「屋内」を「屋外」に変更。

P.290 解説【7】

「電技解釈第 191 条より、移動電線はビニルコード以外のコード又はビニルキャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルを」を「電技解釈第 171 条より、屋外で使用する移動電線はビニルコードは使用できず、原則 2 種以上のキャブタイヤケーブルを」に変更。

P.306 (4) 電気工作物の区分

(a) 一般用電気工作物の 6 行目

「太陽電池設備であって出力 20kW 未満のもの」を

「太陽電池設備であって出力 50kW 未満のもの」に変更。

以上